

— 小野地区まちづくりニュース —

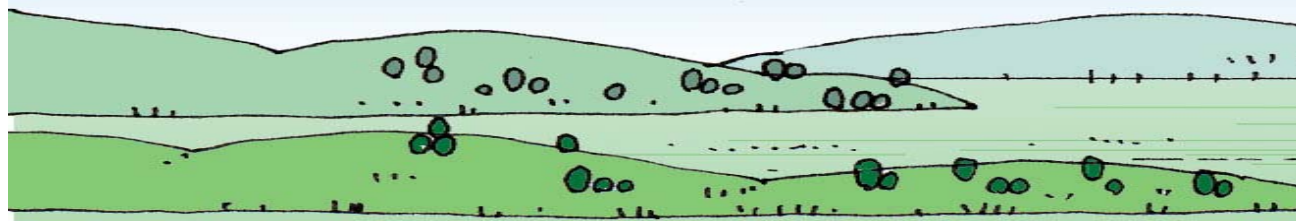
発行日：平成 19 年 10 月 26 日

発行者：小野地区 まちづくり勉強会

平成19年度(第2回)

小野地区 田園まちづくり制度に関する勉強会(報告)

広報かこがわ 7 月号特集では「田園まちづくり制度」が掲載されています。



今までの主な取り組み

上荘町連合町内会 説明会 (各町内会長)

- ★ 田園まちづくり制度概要、スケジュール
- ★ 支援申込みについて啓発

平成 19 年 6 月 2 日(土) 〈参加人数 9 人〉

田園まちづくり制度に関する説明会
(小野町内会各種役員)

- ★ 田園まちづくり制度、スケジュール、質疑応答

平成 19 年 6 月 15 日(金) 〈参加人数 9 人〉

第 1 回田園まちづくり制度に関する勉強会
(小野町内会各種役員)

- ★ まちづくり協議会設立準備 (制度・規約案)

平成 19 年 9 月 8 日(土) 〈参加人数 22 人〉

今回

第 2 回田園まちづくり制度に関する勉強会
(小野町内会各種役員)

- ★ まちづくり協議会設立準備 (規約・役員案)

平成 19 年 10 月 13 日(土) 〈参加人数 18 人〉

10 月 13 日(土) 小野公会堂において、第 2 回田園まちづくり制度に関する勉強会を開催しました。町内会役員 18 名と市開発審査課職員 2 名が参加し、「まちづくり協議会設立」のための規約(案)、まちづくり協議会設立総会に向けてのスケジュール、まちづくり協議会の役員について等の検討を行いました。

〈結果・質疑応答内容については裏面を参照してください〉

小野地区まちづくり協議会規約については 10 月 20 日、21 日に隣保長、役員より各戸に配布した規約(案)を「案」とすることになりました。

「田園まちづくり制度」について今年度から小野町内会が取り組む事になりました。

〜第 2 回田園まちづくり制度に関する勉強会開催〜
小野地区まちづくり協議会規約の検討等を行いました。

田園まちづくり制度とは

⇒この制度は市街化調整区域の厳しい建築物の許可基準を緩和し、もう少し自由に建築できるようにする制度です。

(集落の人口減少・少子高齢化などの問題を少しでも解決できると考えられます)

次のような質問、説明、検討がありました。(質疑応答)

(規約の内容について)

会員について

質疑1：薬栗地に住んでいるが、町内会は小野に入っている人はどう扱うか？

回答1：町内会単位でまちづくり協議会を考えているので、小野町内会に入会している人は会員と考えます。隣接町内会との境界決めは必要となります。

土地や建物を所有する人も会員となる資格があります。

住所を有する人は全て会員の資格がありますので、町内会に入っていない人でも会員の資格は有します。

質疑2：会員になるかどうかを、町内会から問う必要があるのか？

回答2：それが一番望ましい方法と思います。

質疑3：代表者と会員の違いは？

回答3：会員は全ての住民と不動産を有するもの、その他会長が認めたものに資格がありますが、代表者は住民会員の世帯代表者のことです。

まちづくり協議会の総会における議決権は世帯代表者のみにあります。会員には総会における発言権はありますが、議決権はありません。

質疑4：「その他会長が認めた者」とはどんな者か？

回答4：学識経験者、コンサルタント業務に携わるアドバイザー等と考えてください。

協議結果：副会長を3名とする案で承認

総会について

質疑5：総会の頻度及び時期については？

回答5：まち協設立総会を町内会の臨時総会として、早急に開くことが望ましいです。その後は、年に一度の定期総会で良いと思います。(町内会総会と同時開催で可)

新たな項目を検討するときにはその都度、臨時総会も必要となります。

役員について

質疑6：役員はどう決めるか？

回答6：会長と監査は総会で選任しますが、他の役員については会長が任命します。

事前に町内会で決定しておくことが望ましいと思います。

協議結果：まちづくり協議会の役員には現町内会の役員をあてる。

まちづくり協議会の副会長には町内会の副会長、婦人会会長、老人会会長をあてる。

次のような質問、説明、検討がありました。(質疑応答)

(その他)

広報について

質疑7：田園まちづくり制度について、まだよくわからない人もいると思うが？

回答7：この勉強会に参加されていない人のために、まちづくりニュースの配布やホームページでの情報提供を行っています。

制度についてはこれからも勉強していく必要があります。

区域について

質疑8：小野地区の集落のまわりの農地はほとんどが農業振興地域の整備に関する法律の農用地であるため区域を指定しても意味が無いのでは？

回答8：この制度は周辺農地の新たな開発を目的とするものではなく、現存の集落の維持及び活性化が目的です。

協議結果：隣接町内会と小野地区まちづくり協議会の活動区域について協議を行う。

今後の取り組みについて。

まちづくり協議会設立総会を開催します

平成19年11月4日 午後7時30分より 小野公会堂にて

田園まちづくり制度を適用するには、まちづくり協議会を設立する必要があります。

小野町内会の会員の皆さんの出席をお願いします。

連絡先

小野地区まちづくり勉強会